

特定間伐等の実施の促進に関する基本方針

秋 田 県

本基本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下単に「法」という。）第4条第1項の規定により、本県内の森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成32年度までの間に行われるものであって、種穂（林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のもの（以下「特定間伐等」という。）の実施の促進に関する基本的な方針であり、法第3条第1項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（平成25年6月24日付け農林水産省告示第2072号）に則するとともに、森林法第5条第1項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（米代川計画区、雄物川計画区、子吉川計画区）に適合して、次のとおり定めるものとする。

1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の^{かん}涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の京都議定書（以下単に「京都議定書」という。）に基づく約束を履行するため、平成20年から平成24年度までの第一約束期間において、我が国における3.8%（1,300万炭素トン）に相当する吸収量の確保に寄与するよう、平成19年度から平成24年度までの6年間で、全国で年平均55万haの間伐の実施を目標として、集中的に間伐の実施を促進してきた。このため、本県においても、平成20年度から24年度の5カ年間に於いて、民有林における間伐面積計60,475ha（年平均12,095ha）を目標として、間伐等の実施の促進に取り組んできたところである。

我が国は、京都議定書の第二約束期間（平成25年から平成32年まで）における温室効果ガスの削減目標は設定しないものの、気候変動枠組条約締約国として、引き続き、気候変動枠組条約の究極的な目的である大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けて率先して対処する国際的な責務を有している。このため、国は、森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性並びに我が国の国際的な責務を踏まえ、引き続き、間伐等の実施を促進し、森林吸収源の算入上限値である年平均3.5%の吸収量の確保に資するよう、平成25年度から平成32年度までの8年間に於いて、全国で年平均52万haの間伐を実施することを目標としている。また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進することとしている。

本県の民有林におけるスギ人工林面積は、全国一の23万8千haに達しており、そのうち間伐を積極的に取り組むべき、6～12齢級の林分は、19万1千haと全体の約8割を占

めている。

本県においても、森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性等、森林の多面的な機能の持続的発揮のため、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、平成25年度から平成32年度までの8カ年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積は、91,880ha（年平均11,485ha）とする。また、主伐後の確実な再造林を含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐を必要とする森林であること。
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

- ① 事業の実施方法等
間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期等の計画事項は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認したうえで計画に登載すること。
計画の様式については、別添の様式を参考とすること。
- ② 事業実施の確実性
事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。
- ③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施
特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。
- ④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林組合等の林業事業体による提案制度を活用して計画を作成すること。

4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

特定間伐等促進計画に基づく間伐等であっても、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮は肝要であることから、森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに即した間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動を推進し、提案型集約化施業の実施に努め森林所有者の森林整備への意欲向上を図ること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

現地の地形、路網整備状況、森林施業の集約化、高性能林業機械の導入等により間伐等の施業の効率化を図ること。

⑤ 間伐材の利用の推進

建築物等への木材の利用は、「あきた県産材利用推進方針」により強く推進している。また、間伐材を搬出することによる生産性の向上は、森林所有者の自己負担を軽減し、森林整備への意欲向上に繋がり、結果として木材の安定供給に結びつく。そのため、間伐材を積極的に利用すること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

県又は関係団体が主催する各種研修への参加を促し、新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。